

交 企 第 1 7 9 号  
( 交 指 、 交 規 )  
令 和 元 年 7 月 2 9 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

### 総合的な交通事故分析の推進について

見出しの件については、「交通事故分析体制の強化について」（平成27年6月17日付け青警本交企第197号。以下「旧通達」という。）により、交通企画課に交通事故分析官及び交通事故分析員を設置し、組織的かつ重点的な交通事故分析を実施する体制を整備するとともに、交通事故分析の前提となる正確な交通事故統計原票の作成に係る教養を強化しているところであるが、交通事故分析官の任務の追加等、所要の見直しを行ったことから、引き続き本通達に基づき、総合的な交通事故分析の推進に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

### 記

#### 1 総合的な交通事故分析の推進に当たっての基本的な考え方

警察の人員や予算に限りがある中、更に交通事故死者数を減少させるためには、交通事故実態に基づいた諸対策を、より効果的かつ効率的に推進していくことが必要であるが、交通事故分析は諸対策の企画と実施結果検証の前提となるものであり、その充実が必要不可欠である。

交通事故分析の充実には、交通事故統計情報だけでなく、事故当事者や車両の状態、周辺の道路環境、交通規制、交通指導取締り、交通安全教育等の実施状況に加え、社会環境等の交通事故の遠因についても考慮し、多角的見地から総合的に分析を行うことが重要であり、また、それにより諸対策の効果を科学的に検証できる分析手法を確立することが求められる。

加えて、このような総合的な交通事故分析の実施には、交通部内各課及び警察署・高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）並びに道路管理者等関係機関の横断的な連携が必須であり、交通企画課が実質的に関与して組織的に分析を行う体制を確保する必要があるほか、分析を支える正確な交通事故統計情報の収集については、その根幹たる交通事故統計原票の作成、審査等に関し、交通企画課による警察署等に対する指導

体制の確保が求められる。

## 2 交通事故分析体制の確保

前記1に基づき、総合的な交通事故分析を実施する体制を確保するとともに、交通事故統計原票の作成等に係る指導体制を確保するため、次のとおり、交通企画課に交通事故分析官及び交通事故分析員を設置するものとする。

### (1) 交通事故分析官

#### ア 要件

交通事故分析官は、交通警察の経験が豊富な警視若しくは警部の階級にある者又は一般職員の相当職にある者をもって充てるものとし、原則として1名で専任とする。

#### イ 任務

交通事故分析官の任務は以下のとおりとする。

- (ア) 個別の交通事故に対し、多角的見地から具体的な検討を加えた調査・分析を行うこと。
- (イ) 交通事故分析に必要な分析システムを構築、活用し、交通部内各課及び警察署等並びに道路管理者等関係機関との横断的な連携の下に、効果的かつ効率的な交通事故抑止対策の企画、諸対策の効果検証及び交通事故情勢等の県民に対する情報発信に資する分析を行うこと。
- (ウ) 交通部内各課及び警察署等が実施する分析に対する必要な助言、指導を行うこと。
- (エ) 交通事故統計の正確性及び全国的な斉一性を確保するための指導教養を行うこと。

#### ウ 留意事項

- (ア) 上記イ(ア)の実施に当たっては、現場確認が必要と認められる死亡事故、社会的反響が大きい交通事故等が発生した場合には、実況見分調書、被疑者供述調書、参考人供述調書等を閲覧するとともに、自ら事故現場等に臨場し、当該現場の道路環境や車両状態について調査し、また、調書等に表れない背景事情等について捜査に従事した警察官から聴取するなどして、事実の的確な把握に努めること。
- (イ) 上記イ(イ)の実施に当たっては、事故当事者や車両の状態、周辺の道路環境、交通規制、交通指導取締り、交通安全教育等の実施状況に加え、社会環境等の交通事故の遠因についても分析可能なGIS（地理情報システム）を搭載した分析システムを構築する等、分析の高度化を図るとともに、特に、本県単独では実施が難しい場合のある交通死亡事故分析については、警察庁が行う交通死亡事故分析等を活用し、これに本県の特徴を加味した分析に配慮すること。

また、県民に対する情報発信では、地域住民の交通安全意識の向上や諸対策に対する理解が得られるよう、具体的かつ分かりやすい資料の作成に努めること。

- (ウ) 上記イ(ウ)の実施に当たっては、警察署等ごとの交通事故分析データを提供す

るなど、業務の効率化等に配慮した支援に努めること。

(エ) 上記イ(エ)の実施に当たっては、全国統一的に運用している基準について、平素から警察署等の現場担当者に積極的な指導教養を行うこと。また、指導教養に当たっては、現場担当者により収集される交通事故統計情報は警察はもとより国の政策にも影響を及ぼす基礎データであるという重要性を理解させるよう努めること。

(オ) 交通事故分析官が任務を通じて把握した情勢や得られた有用な知見等は、単に所属内にとどめることなく他部門や警察全体の施策等にも利活用されるよう、幹部職員に対する報告などを通じて積極的に組織内の共有を図ること。

## (2) 交通事故分析員

### ア 要件

交通事故分析員は、警部補以下の階級にある者若しくは一般職員の相当職にある者で、警察庁が実施する交通事故統計分析専科を修了した者を優先的に充てるものとし、原則として専任とする。

### イ 任務

(ア) 交通事故分析について、交通事故分析官の命を受け、交通事故統計及び分析業務を行うこと。

(イ) 警察署等の現場担当者に対し、交通事故統計分析専科で得た知見等を活用した指導教養等を行うこと。

### ウ 留意事項

設置人数については必要な体制を確保すること。

## 3 交通事故分析の中核となる人材の育成

(1) 警察庁が実施する交通事故統計分析専科の入校者は、当該専科修了後に交通事故分析員としての登用や、将来的には交通事故分析官としての登用が見込まれる。したがって、入校候補者については、交通事故事件捜査や交通規制等、交通警察全般の経験を積ませるなど、計画的な育成に配慮すること。

(2) 交通事故統計及び分析業務の担当者は、業務上、警察庁や警察本部が整備する分析システムを始め、表計算ソフトやデータベースソフト等の各種アプリケーションソフトを活用した統計分析、資料作成等に従事することが求められるため、これらに必要なパソコン操作技能の習得に努めさせること。

担当：交通企画課事故分析係